

令和2年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第58号

松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

1 趣旨

公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 選挙公営（第2条、第6条及び第9条関係）

ア 公営の種類

松伏町議会議員及び松伏町長の選挙において公費負担の対象となる公営の種類は、次のとおりとする。

(ア) 選挙運動用自動車の使用

(イ) 選挙運動用ビラの作成

(ウ) 選挙運動用ポスターの作成

イ 公費負担

一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成又は選挙運動用ポスターの作成を無料で行うことができる。

ただし、町が公費負担する候補者は、得票数が供託物没収点に達した者に限る。

(2) 契約締結の届出（第3条、第7条及び第10条関係）

公費負担の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成又は選挙運動用ポスターの作成に係る業務を業とする者等と有償契約を締結し、松伏町選挙管理委員会に届け出なければならない。

(3) 公費負担の対象及び限度額（第2条、第4条、第6条、第8条、第9条及び第11条関係）

ア 選挙運動用自動車の使用

区分	対象	限度額
1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契 約である場合	選挙運動用自動車と して使用された各日 の合計金額	1日の上限額（64,500 円）に候補者の届出のあつた日 から選挙の期日の前日までの日 数を乗じて得た金額
2 1 以外の 契約 である 場合	選挙運動用自動車の 借入れ契約である場 合	1日の上限額（15,800 円）に候補者の届出のあつた日 から選挙の期日の前日までの日 数を乗じて得た金額
	選挙運動用自動車の 燃料の供給に関する 契約である場合	7,560円に候補者の届出の あつた日から選挙の期日の前日 までの日数を乗じて得た金額
	選挙運動用自動車の 運転手の雇用に関す る契約である場合	1日の上限額（12,500 円）に候補者の届出のあつた日 から選挙の期日の前日までの日 数を乗じて得た金額

イ 選挙運動用ビラの作成

対 象	限度額
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額	上限単価（7円51銭）に上限枚数（議会の議員の選挙1,600枚又は長の選挙5,000枚）を乗じて得た金額

ウ 選挙運動用ポスターの作成

対 象	限度額
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額	上限単価（525円6銭に松伏町におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を松伏町におけるポスター掲示場の数で除して得た金額）に上限枚数（松伏町におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数）を乗じて得た金額

(4) 支払手続（第4条、第8条及び第11条関係）

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した事業者等からの請求に基づき、町が当該事業者等に支払う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年12月12日

(2) 適用区分

2は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第59号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

令和2年12月期に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	1.30月	1.25月

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

令和3年度以降に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	1.30月	1.275月
12月期	1.25月	

3 施行期日

公布の日。ただし、2(2)は、令和3年4月1日

議案第60号

松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の見直

しを行うとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の見直し（第19条関係）

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

区 分	現 行	改 正 後
7割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> + 10万円 × (給与所得者数等の数 - 1)
5割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> + 285,000円 × 被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> + 285,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数等の数 - 1)
2割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数等の数 - 1)

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町国民健康保険税条例第19条各号及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第61号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される令和2年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2.25月	2.20月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

町長及び副町長に支給される令和3年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2.25月	2.225月
12月期	2.20月	

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

教育長に支給される令和2年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2.25月	2.20月

- (4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）
教育長に支給される令和3年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.25月	2.225月
12月期	2.20月	

- (5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）
議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和2年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.25月	2.20月

- (6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）
議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和3年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.25月	2.225月
12月期	2.20月	

3 施行期日

公布の日。ただし、2（2）、（4）及び（6）は、令和3年4月1日

議案第62号

松伏町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者に係る要件の特例等を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者に係る要件の特例（第5条関係）

令和3年4月1日以降、指定居宅介護支援事業所の管理者として主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

- (2) 指定居宅介護支援事業所の管理者に係る要件の適用の猶予（附則第2項及び第3項関係）

令和3年3月31日時点において、主任介護支援専門員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所については、その者が引き続き管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

- (3) その他規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2（2）及び（3）は、公布の日

議案第63号

財産の取得について

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 財産の種類 | 物品 |
| 2 財産の内容 | 町立小中学校電子黒板機能付きプロジェクター等機器一式 |
| 3 取得金額 | 13,467,300円 |

- 4 契約の相手方 東京都中央区新川二丁目4番7号
株式会社内田洋行
代表取締役 大久保 昇
代理人 営業統括グループ 取締役上席執行役員
営業統括グループ 統括 小柳 諭司

議案第64号

指定管理者の指定について

- 1 趣旨
松伏町立かるがもセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの
- 2 内容
 - (1) 公の施設の名称
松伏町立かるがもセンター
 - (2) 指定管理者として指定するもの
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地
社会福祉法人松伏町社会福祉協議会
会長 鈴木 勝
 - (3) 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第65号

指定管理者の指定について

- 1 趣旨
松伏町外前野記念会館の管理に関し、指定管理者を指定するもの
- 2 内容
 - (1) 公の施設の名称
松伏町外前野記念会館
 - (2) 指定管理者として指定するもの
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目4番地1
公益社団法人松伏町シルバー人材センター
理事長 安藤 孝一
 - (3) 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第66号

指定管理者の指定について

- 1 趣旨
松伏町ふれあいセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの
- 2 内容
 - (1) 公の施設の名称
松伏町ふれあいセンター
 - (2) 指定管理者として指定するもの
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地
社会福祉法人松伏町社会福祉協議会
会長 鈴木 勝

- (3) 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第67号

指定管理者の指定について

- 1 趣旨
松伏町児童館の管理に関し、指定管理者を指定するもの
- 2 内容
 - (1) 公の施設の名称
松伏町児童館
 - (2) 指定管理者として指定するもの
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関口 昌太朗
 - (3) 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第68号

指定管理者の指定について

- 1 趣旨
松伏町学童クラブの管理に関し、指定管理者を指定するもの
- 2 内容
 - (1) 公の施設の名称
いるかクラブ
りす学童クラブ
杉の子学童クラブ
どんぐり学童クラブ
なごみ学童クラブ
 - (2) 指定管理者として指定するもの
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地
社会福祉法人松伏町社会福祉協議会
会長 鈴木 勝
 - (3) 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第69号

令和2年度松伏町一般会計補正予算(第5号)

1 補正前予算額	12,618,408千円
2 補正予算額	89,700千円
3 合計	12,708,108千円

議案第70号

令和2年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

1 補正前予算額	3,364,666千円
2 補正予算額	△246千円

3 合 計 3, 3 6 4, 4 2 0 千円

議案第 7 1 号

令和 2 年度松伏町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

1 補正前予算額	2, 2 4 0, 1 6 6 千円
2 補正予算額	2 7 7 千円
3 合 計	2, 2 4 0, 4 4 3 千円

議案第 7 2 号

令和 2 年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

1 補正前予算額	3 7 0, 9 2 7 千円
2 補正予算額	6 9 2 千円
3 合 計	3 7 1, 6 1 9 千円

議案第 7 3 号

令和 2 年度松伏町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

1 既決予定額	
(1) 収益の収入	5 6 6, 2 4 4 千円
(2) 収益の支出	5 6 3, 0 5 0 千円
(3) 資本の収入	1 0 1, 1 4 2 千円
(4) 資本の支出	2 8 5, 9 5 6 千円
2 補正予定額	
(1) 収益の収入	—
(2) 収益の支出	△ 1 3 8 千円
(3) 資本の収入	—
(4) 資本の支出	—
3 合 計	
(1) 収益の収入	5 6 6, 2 4 4 千円
(2) 収益の支出	5 6 2, 9 1 2 千円
(3) 資本の収入	1 0 1, 1 4 2 千円
(4) 資本の支出	2 8 5, 9 5 6 千円